

南部町第2次総合計画 政策体系（令和3年度基本事業）

めざすまちの姿 (将来像)		政 策	施 策	基本事業	分野	担当課	No.
人と自然が響き合い ともに創る なんぶ暮らし	人とひとが協働し 人生100年時代を拓く 南部暮らし発見のまち	豊かな里を紡ぐ まちづくり	次代へつなぐ まちづくり	開かれた町政と 自治協働の推進	自治協働	企画政策課	1
					行政経営	企画政策課	2
					広報広聴	総務課	3
			活力ある 産業で輝く まちづくり	魅力ある農林業 と商工業の振興	農業	産業課	4
					林業	産業課	5
					商工業	企画政策課	6
	認め合い 支え合い ともに 健幸に 生きる なんぶ 暮らし 創造のまち	豊かな里が 心育む まちづくり	地域とともに 未来を拓く ひとづくり	人権尊重社会の実現	人権	人権・社会教育課	7
				保育及び学校・ 家庭教育の充実	保育・学校・家庭教育	総務・学校教育課	8
				青少年・青年	人権・社会教育課	9	
			暮らしに 学びが 息づく まちづくり	生涯学習の推進	生涯学習	人権・社会教育課	10
				図書館	人権・社会教育課	11	
				歴史・文化及び スポーツの振興	歴史文化・スポーツ	人権・社会教育課	12
			ともに 支え合い 元気に暮らす まちづくり	子どもが健やかに 育つ環境づくり	子育て環境	子育て支援課	13
				健康づくりの推進	健康づくり	健康福祉課	14
					町立病院	西伯病院	15
					国保・後期高齢	町民生活課	16
				ともに支え合う 地域づくり	生活困窮者支援 ひとり親家庭支援 障がい者福祉	福祉事務所	17
					地域福祉 介護・認知症予防	健康福祉課	18
	豊かな 里地里山を 守り育み 伝える なんぶ 暮らし 出会いの まち	豊かな里に 調和する まちづくり	暮らしやすい まちづくり	快適な 生活環境の整備	公共交通	企画政策課	19
					道路	建設課	20
					水道	建設課	21
					脱炭素	町民生活課	22
			住みたい、 行きたい、 帰ってきたい まちづくり	移住定住 交流・観光の推進	移住定住	企画政策課	23
				交流・観光	企画政策課	24	
			安心安全な まちづくり	生活安全体制の 強化	防災	総務課	25
					防犯	町民生活課	26
					交通安全	町民生活課	27

No.1 開かれた町政と自治協働の推進＜自治協働＞ （企画政策課）

令和5年度までにめざす姿

町民と行政が互いの特性を活かしながら、役割を適切に分担しあい、地域課題の解決に向けて協働する地域づくりと、地域住民が主体的に課題を解決するまちづくりをします。

令和3年度にめざした成果

- ①協議会の活動において、コロナウイルス感染を防止しながら、地域福祉や防災などに関する事業を実施します。
- ②従来実施していた運動会、敬老会については代替事業を検討しながら実施できるよう協議会の活動を支援します。

令和3年度にめざした活動

- ①各協議会において、地域福祉計画に沿った事業（地域診断、集落診断）の実施、地域防災力を向上する防災講演会等を実施します。
- ②代替事業を実施するため協議会の部会、評議会を開催します。

令和3年度の成果

- ①すべてではないが複数の協議会で防災講演会が開始できました。
- ②運動会の代替事業としてウォーキング大会等を実施した協議会もありましたが、代替事業を実施する段階でコロナウイルス感染防止のため実施できなかった事業もありました。

令和3年度の問題

- ①地域福祉計画の年次計画に沿った地区診断をすべての協議会で実施することができませんでした。
- ②すべての協議会で運動会は中止になりました。代替事業を検討しましたが、実施する段階でコロナウイルス感染防止のため実施できなかった協議会がありました。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①地域福祉や防災力の向上のために、関連機関や部署との連携や協議会の職員のスキルアップを行います。
- ②協議検討を深めていきます。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①町（健康福祉課）と協議会の連携をさらに図っていきます。
- ②他の市町村で実施している「コロナ禍」でも実施できる地域づくり事業について学んでいきます。

(3) 新たに取組む方策

- ①コロナ禍でも実施できるオンラインでの研修方法の実施に取り組んでいきます。
- ②指定管理業務の整理、効率化を図りながら、コロナ禍でも事業継続できるよう新たな事業の計画に取り組んでいきます。

No.2 開かれた町政と自治協働の推進〈行政経営〉 （総務課・企画政策課）

令和5年度までにめざす姿

地域の課題や状況に応じて、行政経営を効果的・効率的に進めます。

令和3年度にめざした成果

- ①第4期行政改革プランの指標・目標達成による財政の健全化をめざします。
- ②行財政運営審議会による諮問事項の調査・審議を行い、答申をいただきます。
- ③指定管理の現状を検証し、制度の抜本的見直しを行います。
- ④第2次総合計画の各基本事業の目標達成により、町民福祉を向上させます。

令和3年度にめざした活動

- ①行財政プランの進捗等の内部評価と外部評価を行います。
- ②行財政運営審議会による個別諮問事項に対する調査研究及び協議を行います。
- ③指定管理制度の体系整理及びガイドラインを策定します。
- ④各基本事業に対する役場内部評価を実施するとともに、事務事業成果優先度評価に着手します。
また、外部評価町民委員会等 による進捗管理を行います。

令和3年度の成果

- ②保育園の統合、運営形態について審議していただき方向性を示していただきました。
- ③指定管理ガイドラインの原案修正を行いました。
- ④各基本事業に対する内部評価を実施し事務事業成果優先度評価に着手しました。

令和3年度の問題

- ①新型コロナの影響で、各課事業の中止や延期などにより実施状況の検証ができていません。
- ③ガイドラインの策定及び実質運用に至りませんでした。
- ④目標達成に向けた意識、原状把握力、振り返り力、実践力の向上と、基本事業マネジメント、事務事業マネジメントの予算、組織目標との連動が必要です。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①行財政プランの進捗等の内部評価と外部評価を実施し、行革プランの成果、問題を洗い出し次期計画に反映します。
- ②審議会の答申を経て、実施に向けた関係機関の調整協議、町民への情報提供など今後の取り組みが重要です。
- ④予算決算と評価を連動させ、さらに予算決算時期に合わせた年間のマネジメントサイクルの質の向上を図ります。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①成果目標の明確化と現状把握力を向上させ、新型コロナからの立ち直りを踏まえ、行政改革の進め方を検討します。
- ②町の行財政について重要な事項については、外部の意見を参考にその方向性を検討します。
- ③指定管理ガイドラインを策定実施し、今後の公共施設の管理の在り方について個別施設管理計画と連動し、明確にします。
- ④基本事業及び事務事業の成果目標の明確化と現状把握力を向上させ、町民のための成果につなげます。

(3) 新たに取り組む方策

- ①④成果目標の明確化と現状把握力を向上させ、総合計画の基本事業の評価、事務事業・成果優先度評価の質の向上を図り、予算・決算に連動させ、まちづくりの成果と財政の健全化の両立を図る行政経営基盤を確立します。
- ① 事務事業、業務、補助金を抜本的に見直し、行政の効率化を図ります。

No.3 開かれた町政と自治協働の推進〈広報広聴〉 （総務課）

令和5年度までにめざす姿

多くの町民が主体的に町政やまちづくり参画できるように取り組むとともに、広報・広聴活動を強化し、町のイメージや魅力を発信します。

令和3年度にめざした成果

- ①行政情報を町民と共有することで、町民がまちづくりに参加できるようにします。
- ②広報の直営による行政情報の質を向上させるとともに、各課においてホームページ等の媒体を活用した広報活動を促進します。

令和3年度にめざした活動

- ①ホームページやSNS等の自主媒体のほか、積極的なプレスリリースを促進します。
- ②・広報の直営により、広報誌で発信する情報の質を高めます。
 - ・発信する情報について、課を横断した情報集約を行います。

令和3年度の成果

- ①Instagram、フェイスブックを活用し、町の魅力を写真等視覚的なツールを多用して発信しました。
- ②・広報誌の掲載内容について、積極的な情報収集をすることで、町民が多様な情報を得られるようになりました。
 - ・平成30年度まで委託していた広報誌発行について、令和元年度から直営に変更したことで、広報発行事業の経費が削減できています。

令和3年度の問題

- ①・町全体として、新たな媒体（ホームページ、ツイッター、フェイスブック等）を活用した情報発信の余地があります。
 - ・令和3年度から新設されたデジタル推進課において、「インターネット情報発信事業」を担当しています。この事業はホームページのサーバー管理、運用に関することであり、ホームページ等による情報発信は各課が自主的に行うものとなることから、そのマインドを高める必要があります。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①自主媒体を活用して、町内外の方や職員がより参加できる広報を進めます。
- ②直営の広報の内容について年間スケジュールを作成し、職員全体・町民全体への広報となるよう計画的な広報活動、情報発信を行います。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①・他の職員も積極的に情報発信する環境づくりを進めます。
 - ・内部研修等により、情報発信のマインド向上及び各媒体を活用できる職員の拡充に努めます。

(3) 新たに取組む方策

No.4 魅力ある農林業と商工業の振興〈農業〉 （産業課）

令和5年度までにめざす姿

- ①集落営農、法人など共同化を進めることで地域の農地保全や産地維持を図るとともに、次代を担う若者の新規就農を増やすことで持続的な農業をめざします。
- ②農産物の加工や6次産業化のほか食の安全にも取り組み、農産物に付加価値をつけることで農業者の所得向上をめざします。

令和3年度にめざした成果

- ①-1 町内で集落営農組織※が新たに設立されることを目指します。 目標…1組織（R2年度時点…4組織）
※集落営農組織：集落を単位として、その集落内の農家の協力のもと、農業生産過程の全部又は一部を共同で取り組む組織
- ①-2 新規で就農ができるよう支援を行います。 目標…1名（R2年度…1名）
- ①-3 中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金対象集落を増やします。
目標…協定率100%（R2年度末…中山間地域等直接支払交付金：36協定／多面的機能支払交付金：36組織）
- ②-1加工品や6次産業化に取り組む農業者を支援します。
- ②-2高収益作物に取り組む農業者を支援します。

令和3年度にめざした活動

- ①-1 集落営農組織に関する説明会を随時開催します。
- ①-2 新規就農に関する相談を随時受け付けます。国・県の補助事業を活用して支援を行います。
- ①-3 相談を随時受け付けます。取り組みに対して交付金を交付します。
- ②-1 加工施設の利用促進と加工団体の育成による6次産業化を推進します。
- ②-2 農業再生協議会との連携による高収益作物の生産振興を推進します。

令和3年度の成果

- ①-1 人・農地プランの実質化に向けた話し合いが2集落で始まりました。
※人・農地プランの実質化：集落内の農業の現状や将来に向けた課題、今後の地域の中心となる者（個人、法人、集落営農組織）への農地の集約などの将来方針の作成に向けて、地域での話し合いに取り組むこと
- ①-2 新規で親元就農された方が1名ありました。（米、ネギ）
- ①-3 中山間地域等直接支払交付金：36協定
多面的機能支払交付金：33組織
- ②-1 補助金等支援制度を活用することで、加工施設の利用増進と加工団体の活動活性化が図られています。
（フリーズドライ利用支援、エゴマ販売促進協議会）
- ②-2 交付金を活用し高収益作物の栽培面積は増加しています。（経営所得安定対策）
飼料用米：R2年度69.24ha⇒R3年度69.24ha
飼料作物：R2年度11.53ha⇒R3年度12.66ha

令和3年度の問題

- ①-1 上半期は農繁期であるため、地域での話し合いが敬遠されます。
- ①-2 就農を希望するIJUターン及び後継者（跡継ぎ）がいません。
- ①-3 上半期は農繁期であるため、地域での話し合いが敬遠されます。
- ②-1 加工や販売に関する知識や経験値、開発力や発想力が不足しています。
- ②-2 条件不利地域における高収益作物の生産が進んでいません。
- ②-2 圃場要件に適した作目の選定やそのための実証等、多様な栽培の取組が不足しています。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①-1 農業委員会と連携し、希望される集落に制度説明等を行います。
- ①-2 認定農業者等担い手に聞き取りを行います。
- ①-3 取り組みを実施していない集落に働きかけを行います。
- ②-1 販売協議会において、栽培方法など定期的に情報共有・意見交換を行い、品質の統一化を図ります。
- ②-2 農業再生協議会と連携し、高収益作物の生産振興を進めます。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①-1 農業委員会と連携し、農閑期に希望される集落で制度説明等を行います。
- ①-2 県外での移住相談会等に参加して制度説明等を行います。
- ①-3 農閑期に希望される集落で制度説明等を行います。
- ②-1 フリーズドライの利用方法等について、外部との連携を模索します。
- ②-2 農業改良普及所と連携し、適地適作となりうる作目を検討します。

(3) 新たに取組む方策

- ①地域の農地保全や産地維持に対する意識の醸成を図ります。
- ②ブランドいちご「とっておい」の生産振興を支援します。

No.5 魅力ある農林業と商工業の振興〈林業〉 （産業課）

令和5年度までにめざす姿

- ①森林資源、竹林資源を有効活用し、循環して再利用できるシステムが構築できるよう取り組みを進めます。
- ②人工林を中心に適切な間伐等を推進し、林地所有者の意欲向上と林業者の育成を図り、林地の荒廃を防ぎ豊かな里山の保全につなげていきます。

令和3年度にめざした成果

- ①-1 竹林整備及び活用に取り組む集落を増やしていきます。 目標…0.7ha
- ①-2 町有林の伐採を実施します。
- ②-1 間伐の推進のために支援策を周知し、積極的な搬出を促します。 目標…5,000m³
- ②-2 森林経営計画の策定のために森林組合と相談を行います。 目標…7団地

令和3年度にめざした活動

- ①-1 竹林を整備して筍や竹の有効活用を図ります。また、竹するめの生産拡大や安定を目指します。
- ①-2 広葉樹林の伐採により樹木の循環サイクルを目指します。
- ②-1 林業事業者等に制度説明を行います。
- ②-2 森林管理を円滑に実施するため、森林経営計画について、林所有者に対して周知を行い、計画への参加を促します。

令和3年度の成果

- ①-1 事業を活用し竹林整備を実施しました。
実施面積…0.98ha
竹するめの販路拡大と商品開発に取り組みました。
- ①-2 ミトロキ町有林の活用については、緑水湖周辺の活性化活動計画策定の中で検討しました。
- ②-1 森林環境譲与税を財源とする間伐搬出事業を実施し、間伐材の搬出による木材の活用促進と森林環境の保全を図りました。
搬出見込量…4,500m³（令和4年2月末現在）
- ②-2 森林組合をはじめとした林業事業者による森林経営計画が2団地策定されました。

令和3年度の問題

- ①-1 間伐の実施及び間伐材の搬出による森林の整備・管理を促進するため、森林経営計画、森林経営管理制度などの森林管理制度を森林所有者へ周知が必要です。
- ①-2 町の財産である町有林に生育するクヌギ、コナラなどの落葉広葉樹を誰がどのように活用するのが最も有効な活用方法なのかについて、各方面の関係者と複数ある方策を検討するも決めきれず、具体的な取り組みにつながっていません。
- ②-1 森林環境譲与税の国からの配分額により事業規模が決まります。
- ②-2 森林経営計画作成にあたり、地元地権者と条件等に折り合いがつかないため、合意できない地域があります。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①-1 引き続き、荒廃している竹林の整備を行う集落等に支援を行います。また、整備を行った竹林から生産される竹を活用して竹するめの生産につなげていきます。
- ②-1 引き続き、森林環境譲与税を財源とする間伐搬出事業を実施し、間伐材の搬出による木材の活用促進と森林環境の保全を図ります。
- ②-1 引き続き、森林環境譲与税を財源とする間伐搬出事業を実施します。
- ②-2 森林組合をはじめとした林業事業者による森林経営計画がより円滑に策定できるよう、国庫補助事業を中心に支援を行っていきます。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①-1 町が中心となって、森林経営計画、森林経営管理制度などの森林管理制度を広報誌、ホームページ、集落への説明などを通じて森林所有者への積極的な周知を行います。
- ①-2 活用方法の検討に際し、緑水湖周辺の活性化活動計画策定に携わる有識者の意見、分析を取り入れた上で効果的な活用方法を決定します。
- ②-1 限られた財源を効率よく活用できるよう常に事業の計画を見直します。
- ②-2 引き続き、計画策定の可能性がある地区に出向き、制度説明等を行います。

(3) 新たに取組む方策

- ①県と市町村が共同で設置する森林管理システム推進センターに参画し、森林管理等の専門家による町内森林の現状分析をもとに、森林組合等の林業事業体と意見交換を行い、必要な対策を講じます。
- ②竹林整備をはじめとして地域が自ら伐採、処分などができるよう、粉碎機などの木材用機械導入への支援を行い、地域が行う森林環境整備の促進を図ります。

No.6 魅力ある農林業と商工業の振興＜商工業＞ （企画政策課）

令和5年度までにめざす姿

- ①町内企業が持続的に活動し、地域雇用の場として確保され、安定した所得を生み出すことをめざします。
- ②町内での創業を促進し、新たな雇用創出が図れるきめ細やかな支援を行います。

令和3年度にめざした成果

- ①令和2年度に認定を受けた「経営発達支援計画」を商工会と共同で進めて行くことで、小規模事業者等の持続的な発展を図ります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞から廃業する事業者が出ないようにします。
- ②創業・承継件数が廃業件数を上回ることをめざします。

令和3年度にめざした活動

- ①小規模事業者等が持続的に発展していくよう、事業計画策定等の支援を行います。
また、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける業種の支援や、地域経済の活性化を行います。
- ②商工会との情報共有と連携を強化し、創業の支援や事業承継に関する経営支援策を検討します。

令和3年度の成果

- ①事業計画策定24件
事業計画策定後のフォローアップ30社
未来に使える応援チケット「がいに～得だ券」発行（町内飲食店24店舗参加）
頑張ろう！南部町応援商品券発行（町民1人5,000円、町内59店舗で使用可能）
コロナに負けるな！特別応援金の給付（飲食、宿泊、貸切バス業 24事業者）
- ②創業8件 承継0件 廃業1件

令和3年度の問題

- ①個人事業主が大半を占め雇用の拡大に対する波及効果が小さいことが課題です。
- ②経営者の高齢化と事業承継者不在という課題も継続しています。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①引き続き商工会と連携しながら、事業の継続のために小規模事業者等の支援を行います。
- ②新規創業や新分野参入を促進するため、起業促進奨励金や新分野参入支援事業補助金を継続します。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①経営発達支援計画を進めていくことで、小規模事業者等の経営規模拡大の下地づくりを行います。
- ②円滑な承継を行うための下地づくり（セミナー・意識・情報共有）を行います。

(3) 新たに取り組む方策

No.7 人権尊重社会の実現 （人権・社会教育課）

令和5年度までにめざす姿

- ① 部落差別の解消、障がい者差別の解消、男女共同参画社会の実現に向けて、身のまわりの差別や不合理に気づき、考え、行動する人づくりに取り組みます。
- ② 保小中一貫した人権教育に、地域や家庭と連携しながら取り組みます。

令和3年度にめざした成果

- ① 「南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」の改訂を行います。
- ① 人権学習・啓発活動を充実（コロナ禍・新しい生活様式に則した学習のあり方を検討）させます。
- ② 保小中一貫した人権教育プログラムを実施し、さらに地域や家庭と連携しながら人権教育に取り組みます。

令和3年度にめざした活動

- ① 改訂スケジュールの設定とその進捗確認をします。
- ① 「本人通知制度」の啓発活動を継続します。
- ① 人権学習推進委員、各協議会と連携し、地域での人権学習を進めます。（コロナ禍での学習方法を検討）
- ② 人権教育プログラムの振り返りと検証を人権担当者会で実施します。

令和3年度の成果

- ① 今後10年間の総合計画改訂を令和4年3月に行いました。
- ① コロナ禍によりミカエル・セミナーなどの学習・啓発活動が縮小傾向となりがちだったが、今できる方法や内容で継続できました。
- ② 年度当初に方向性を確認したプログラムを意識した学習に取り組みました。

令和3年度の問題

- ① コロナ禍により学習・啓発活動等が制限されてしまい、開催できないセミナーや研修会等もありました。
- ② 学校活動等の制限も続いており、実施できないプログラムもありました。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ① 改訂した総合計画を実現するため、学習・啓発内容を検討します。
- ① 「本人通知制度」の登録者を増やすため、関係機関と連携し、出前窓口実施を継続して行います。
- ② 実態に応じたプログラムへ更新するため、学習に使用された補助資料等の共通を徹底します。

(2) 解決すべき問題への方策

- ① セミナー等の開催時期や場所及び方法など、臨機応変な対応方法を検討します。
- ① 「本人通知制度」の効果的な周知や手続き方法を検討します。
- ② プログラムについての振り返りと検証時間を確保します。
コロナ禍において人権学習のあり方を検討し、継続して学習できるようにします。

(3) 新たに取り組む方策

- ① 改訂した総合計画を基に、地域、住民、町内企業等の方々に寄り添った学習の機会を設けます。
- ② 担当者の思いや、経験年数によって各園、学校での説明にバラつきがないような資料を作成します。

No.8 保育及び学校・家庭教育の充実＜保育及び学校・家庭教育＞ （総務・学校教育課）

令和5年度までにめざす姿

- ①0歳から18歳までの一貫した保育・学校教育及び社会教育を通じて、「健全な心と体」、「確かな学力」、「学び続ける力」、「未来を生き抜く力」を育み、**自らの夢や目標が持てるように**育成します。
- ②夢と志を持ち、ふるさとへの誇りと未来を生き抜く力を育成するため、地域や家庭との協働・連携により、子どもが安心して育つ教育・保育、家庭教育の環境づくりを推進します。

令和3年度にめざした成果

- ①中学校区を基盤として、教職員、保護者、地域住民がめざす子ども像を共有した取り組みをすすめ、コミュニティ・スクールの充実を図ります。
- ②コミュニティ・スクールを基盤に、「まち未来科」の充実を図ります。

令和3年度にめざした活動

- ①教職員・保護者・地域住民が、学校運営協議会で協議した中学校区のめざす子ども像を意識して活動します。
- ②年長から10年間の学びの系統性を示した「まち未来科」の充実を推進します。

令和3年度の成果

- ①中学校区学校運営協議会と各校のCS委員会との関係や役割分担等について、協働活動統括推進員の指導のもと確立しようとしています。
- ②「まち未来科」の10年間の学びの系統性が示され、育みたい4つの力が明確になっています。
南部町の中学3年生全員が「人の役に立つ人間になりたい」と思っています。
（全国学調より）

令和3年度の問題

- ①中学校区のめざす子ども像を共有するため、方法を工夫しながら熟議を積み重ねていく必要があります。
- ②4つの力を育むために、主体的・対話的な授業（「まち未来科」を含む）づくりと学級経営改善が必要です。また、コロナ禍において学習活動の工夫が必要です。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①中学校区学校運営委員会と各校のCS委員会との関係性や役割分担等について、共通理解・実践を推進します。
- ②「まち未来科」を含め、授業改善の視点を全学校が共有し、4つの力の育成に努めます。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①めざす子ども像や課題、課題解決のための一手、振り返りなどの共有を図ります。
- ②「まち未来科」を含む授業改善の視点を全学校と共有して実践を進めます。

(3) 新たに取組む方策

- ②町内主任会議（仮称）を設置し、定期的に評価・改善を行い、授業改善につなげます。

No.9 保育及び学校・家庭教育の充実＜青少年・青年＞ （人権・社会教育課）

令和5年度までにめざす姿

高校生サークルや青年団の地域づくり活動への参加・参画の仕組みづくりに取り組み、仲間と協働できる地域リーダーを育成します。

令和3年度にめざした成果

- ①高校生サークル活動の充実を図ります。
- ②青年団活動の充実を図ります。
- ③青少年団体活動の推進を図ります。

令和3年度にめざした活動

- ①高校生サークル交流事業の実施（北海道三笠市）します。
- ②青年団の県外交流の実施（徳島県石井町）します。
- ③リーダー合宿の開催をします。

令和3年度の成果

- ①会員数25名 活動数25回
 - ・16名の新1年生が加入しました。
 - ・常設展示場での一式飾り製作に挑戦しました。
- ②会員数65名 活動数48回
 - ・2つの大学とリモート交流をしました。
 - ・もち米作りを通して成人式を盛り上げました。
- ③南部町子ども会育成連絡協議会へ17単位子ども会が加入。
 - ・リーダー合宿は中止になりましたが、定員を超える申し込みがありました。

令和3年度の問題

- ①コロナ禍において交流事業は実施できませんでした。1年生が多いこともあって、主体的な活動には至っていません。
- ②コロナ禍において他県との直接的な交流が困難であるため、体験活動を基軸とした学びの広がりが見えにくい状況です。
- ③コロナ禍において、集まることが難しい中で団体活動の方向性が定まりません。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①主体的な活動の展開を図っていきたいが、コロナ禍においては感染予防を最優先とし、地域での活動を精選していきます。
- ②地域課題解決や青年団のPRも含め、収穫できたもち米の成人式以外の活用について検討します。中学生との交流企画を実現します。
- ③コロナ禍において、各単位子ども会での困りごとに対して相談できる環境を整えます。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①自分たちがやりたいことに挑戦できる環境を整えます。
- ②コロナ禍において、他県の青年団との交流は難しいです。
自分たちがやりたいことに挑戦できる環境を整えます。
- ③リーダー合宿は中止になったので、コロナ禍でも開催できるリーダー研修を計画します。
児童数の減少に伴い、各集落での子ども会活動の運営も困難な状況が見受けられる中で、子ども会育成連絡協議会自体のあり方や、事業計画も改めて検討します。

(3) 新たに取組む方策

- ①②③ともに、5年後、10年後のイメージを事務局だけでなく、メンバー同士でつくり上げます。
SNSを有効に活用し、活動状況の発信やリモートでの定例会や打合せも導入していきます。

No.10 生涯学習の推進＜生涯学習＞ （人権・社会教育課）

令和5年度までにめざす姿

生涯学習のある町づくりを進め、豊かな学びを通してまち（地域）を支える人材の育成に努めます。

令和3年度にめざした成果

社会教育・生涯学習を推進し、地域の課題に気づき、主体的に行動できる人材を育成します。

- ①社会教育：各年代に応じ、地域課題・生活課題の解決につながる講座等を実施します。
…（目標）町民向け講座参加者500人
- ②生涯学習：住民の生涯学習成果をまち（地域）のために生かすことで得られるやりがい・生きがいの創出をねらいに、成果発表の場の充実を図ります。
…（目標）成果発表機会参加者800人

令和3年度にめざした活動

- ①町民向け講座を40講座（年間）実施します。
- ②成果発表機会を12回（年間）実施します。

令和3年度の成果

- ①②小学生～高齢者まで各世代対象の講座を35回実施し、のべ392人が参加されました。
また、作品展などの町民の成果発表機会を9回実施し、800人以上の参加がありました。
- ①公民館主催の女性学級では、普段の生活では得ることのできない気づきを得られ「学びがい」がある場として参加者から評価をいただいております。参加者アンケートでは「これからも学び続けたい」という意見が多数を占めています。

令和3年度の問題

- ①②コロナの影響を受け中止になった講座・イベントがあり、ウィズコロナに対応した町民参画のあり方を引き続き考えていく必要があります。
- ①限られた職員・予算で質の良い学びをより多くの町民に提供するためには、主催講座全体の見直しが必要です。これまでに得られた学びの場のノウハウを継承しながら、時代に即した形に変化させていくことが必要です。

令和4年度以降の方策

（1）達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①②社会のニーズ並びに住民の生活に直結する課題を捉え、それらの課題の解決につながる事業を展開します。また、連続講座等で継続した学びを図るとともに、住民同士のつながりを創出します。

（2）解決すべき問題への方策

- ①より多くの町民が参加できるよう講座全体の再構築を図り、全世代に届く情報発信を行います。
- ②ウィズコロナに対応した手法（参加者を分ける、オンラインの活用等）により町民参画の機会を創出します。

（3）新たに取組む方策

- ①②将来的に地域のために活躍できる大人への育成をねらいに、地域を離れる15歳までの子どもたちを対象とした地域の中での分厚い体験・学びの場を創出します。このことに加え、他課や他機関と目標（目指す子どもの姿）及び目的を共有し地域全体で子どもたちを育成する仕組みの構築を図ります。

No.11 生涯学習の推進＜図書館＞ （人権・社会教育課）

令和5年度までにめざす姿

生涯学習を支える拠点施設として、住民の求める知識や情報を迅速かつ的確に提供していく図書館をめざします。

令和3年度にめざした成果

- ・ 町民1人あたりの貸出冊数を年間10冊とします。
- ・ 利用者数を年間3万人とします。
- ・ レファレンス件数を各館年間200件とします。

令和3年度にめざした活動

- ・ ホームページやSNS等を通じた情報発信で図書館の周知を図ります。
- ・ イベント等を通じて図書館利用へのきっかけをつくります。
- ・ 図書館運営協議会を通じて町民の意見を図書館運営に反映します。
- ・ 図書館ボランティアの立ち上げ等町民が図書館活用に参加する仕組みづくりに取り組みます。

令和3年度の成果

法勝寺図書館がリニューアルオープンし、来館者、新規登録者（2月末1,049人）が増えています。町民1人あたりの貸出冊数は、2月末時点で12.2冊、利用者数は、36,696人（町内24,149人）、レファレンス件数は各館ともに200件を超えています。居心地のよい空間の提供、開館時間の延長、祝日開館の実施等が成果へつながっていると考えます。

令和3年度の問題

来館が困難な方に対する継続的な取り組みが必要です。住民のより身近な場所への配本や返却ポストの設置等に取り組んでいますが、まだ不十分です。他機関との連携など、利用に向けた対応を検討していく必要があります。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

複合施設という環境を活用し、他課と連携した事業等の取り組みをすることによって、今まで利用したことがない方へも来館のきっかけをつくります。

(2) 解決すべき問題への方策

来館が困難となる原因を検証し、新たな方策を考える必要があります。新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮して事業を推進します。

(3) 新たに取組む方策

多くの方に利用していただける施設を目指し、図書館運営協議会の皆さんの意見を運営に反映していきます。図書館のSNSにつながっていただくためのスマートフォン活用講座など、暮らしに役立つ図書館となるための実践的な事業を展開します。住民の皆さんが図書館活動に参加できるよう図書館ボランティアなどの仕組み作りに取り組んでいきます。

No.12 歴史・文化及びスポーツの振興＜歴史文化・スポーツ＞ （人権・社会教育課）

令和5年度までにめざす姿

- ①里地里山に学びながら、郷土の歴史や文化を保存・継承し、町づくりや地域づくり、ふるさとの誇りづくりに活かします。
- ②スポーツ環境の整備を図るとともに、スポーツを通した仲間づくり、健康づくりを推進します。

令和3年度にめざした成果

- ①地域の文化財を知っていただく取組や学校でのふるさと教育の取組を継続して行えるよう、なんぶふれあい館を拠点に展示や企画等を検討します。
- ②スポーツを身近に感じる方、スポーツを通して健康づくりをする方、スポーツを通した仲間づくりをする方が昨年よりも増えることをめざします。

令和3年度にめざした活動

- ①地域や学校、各種団体と連携し、文化財保護の啓発を継続的にを行い、なんぶふれあい館を共有の場として利用します。
- ②体育施設の利用者が予約をしやすくなるなど、体育施設の利用に関してシステム化を行います。また、強化選手の育成、大会の開催やチーム間の交流等、よりスポーツを身近に感じてもらえる取組を進めます。

令和3年度の成果

- ①南部町の歴史や文化に親しんでいただけるようなガイドなどにより、なんぶふれあい館の利用者に文化財を知るきっかけづくりができるようになりました。
- ②コロナ禍において利用率が通常営業時と比べ激減しましたが、受付業務のシステム化を行い、施設利用の利便性を高めました。また、今年度より発足したマスターズクラブでは11種目の団体に加盟いただきました。

令和3年度の問題

- ①イベントが実施しにくい状況です。文化財資料の総量が確認できず、収蔵スペースを確保できていません。貴重な資料の整理もできていません。
- ②大人数での実施、接触を伴う競技等については実施が難しくなりました。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①文化財保存に関わる個人・団体を支援します。なんぶふれあい館を核とした文化財保護の啓発を継続して実施します。
- ②クラブホームページの活用や窓口での周知を継続し、感染対策を十分にとったうえで可能なものから活動再開を検討します。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①文化財資料の整理と収蔵スペースの見直し・検討を行います。
- ②コロナ禍でもスポーツを身近に感じてもらえる工夫を行い、子どもから高齢者、障がいのある方等、それぞれの方に合った体力増進を目指し、心身ともに豊かな生活が送れることを目標とします。

(3) 新たに取組む方策

- ①なんぶふれあい館での町民の企画を実現できるよう、事業を検討し、実施につなげます。
- ②運動習慣の重要性を伝え、地域の方々の健康維持をサポートできるよう、取組めます。

No.13 子どもが健やかに育つ環境づくり （子育て支援課）

令和5年度までにめざす姿

- ①子育て家庭を応援し、将来親になる世代が希望をもって子どもを産み育てられる環境づくりをします。
- ②地域の中で、心豊かに自立した子どもが育つ環境づくりをします。
- ③妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援のネットワークを構築し、特に支援を要する子どもと家庭への支援体制の充実を図ります。

令和3年度にめざした成果

- ①③子育て中の保護者と子育てに関わる専門職とが良い関係を築き、気軽に相談できます。
- ①②③子育て交流室あいあい、児童館などの施設を、誰もが気軽に利用できます。
- ①②③希望する保育園等・放課後児童クラブの利用ができます。

令和3年度にめざした活動

- ①③母子健康手帳交付時・妊婦面談・赤ちゃん訪問など早期に、全妊産婦・乳幼児の状況を把握し、リスク判定会を1回/月開催します。
- ①②③子育て応援スタンプラリーの活用、ファミリーサポートセンター会員の研修を実施します。
- ①②③広報・ホームページへの定期的な掲載、カレンダーやたよりの発行、はぐなびN@NBUを活用します。

令和3年度の成果

- ①③リスク判定会で特に支援を要すると判断された家庭については、専門職による家庭訪問等で相談・支援を随時行うことにより、子どもの安全・安心を確保しています。
- ①②③月齢に応じたイベントやスタンプラリーにより、子育て関係事業への参加や施設利用のきっかけを作りました。

令和3年度の問題

- ①③外出を控える人が増え、子育て関係の事業に参加のない未就園児の状況把握ができていない状況にあります。
- ①②③保育士の採用が低調で、年度途中からの入所が難しくなっています。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ②③リスク判定会を定期開催し、関係機関と個別情報の共有を行うとともに、連携して子どもの安全を確保します。
- ①③個別相談や家庭訪問など、その家庭に必要な援助を行い、保護者に寄り添います。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①②③子育て交流室あいあいを「身近で気軽に相談できる施設」「保護者同士で気軽に話せる場」「専門的な相談窓口」の入口として機能させます。
- ①②③来所・来館のきっかけづくりや、保育士募集を継続します。

(3) 新たに取り組む方策

- ①③保護者と子どもが一緒に参加できる小規模イベントを考案します。
- ①②令和3年度に行った保護者アンケートに基づき、第2期子どもの広場の整備に取り組みます。

No.14 健康づくりの推進 （健康福祉課）

令和5年度までにめざす姿

- 町民一人ひとりが健康を意識して健康的な生活習慣を身につけることで、健康寿命を延ばします。
- 健診の受診率の向上や健診後の保健指導の強化により、重症患者を出さない取組を進めます。
- 新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら、健康に関する取組を続けます。

令和3年度にめざした成果

- ①40・50歳代の特定健診及びがん検診受診者が増えます。
- ②精密検診が必要となった方はみな受診されます。
- ③減塩の取り組みが進み、塩分摂取量が減ることで健診の血圧異常者が減ります。
- ④ワクチン接種を受けられる方が増え、感染や重症化する方を最小限にとどめることができます。

令和3年度にめざした活動

- ①休日健診（検診）の実施や魅力的な健診（検診）の周知方法について毎年内容を検討します。受診勧奨を強化します。
- ②精密検査対象者への訪問実施、受診勧奨、丁寧な説明を行います。
- ③食育プランを基に、減塩事業を進めます。
- ④新型コロナウイルスワクチンに対して正しい情報を周知します。希望される方にワクチン接種を受ける機会を提供します。

令和3年度の成果

- ①40歳代受診率11.6%→12.7%、50歳代受診率9.3%→15.8%に増えました。
- ②電話勧奨により受診率が9割を超えました。
- ③鳥取大学と国保連合会の協力で減塩に関するポピュレーションアプローチが必要と分かりました。
- ④個別と集団で接種機会を設け、対象者の8割以上に2回の接種を行いました。

令和3年度の問題

- ①コロナ禍において受診者が減っています。昨年度よりは増えましたが感染症流行前の受診率には戻っていません。
- ②試食や集団で集まるのが難しく、健康教育の回数が減りました。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①～④について、感染予防を行いつつ事業の継続を行います。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①40・50歳代に対して、夜間や休日の健診機会を設け、わかりやすくお知らせします。

(3) 新たに取り組む方策

- ③減塩メニューコンテストを行い、非対面でも減塩についての関心を高めます。

No.15 健康づくりの推進＜町立病院＞ （西伯病院）

令和5年度までにめざす姿

高齢化が進む南部町にあって、町民が安心して暮らし続けることができるよう、「治し、支える」医療を提供提供できるよう努めます

令和3年度にめざした成果

- ①西伯病院の経営改善や今後の将来構想の検討を進めるため、経営改善に向けたアクションプラン及び病院のあり方にかかる経営戦略計画の策定を進めます。
- ②コロナ感染症に立ち向かう地域の公立病院としての使命・責務を果たします。

令和3年度にめざした活動

- ①-a 経営改善について院内で検討するための経営層による会議、その他職員の参加による推進体制を作り、現状と将来予測の分析を行い、アクションプランの策定を進めます。また、病院のあり方にかかる経営戦略計画の策定を進めるため、有識者による外部委員会を開催します。
- ①-b 町民に西伯病院のことについて理解・関心を持っていただけるよう広報強化に努めます。
- ②コロナ感染症の対策を講じ、通常診療を維持してまいります。

令和3年度の成果

- ①-a 院内で経営戦略会議を立ち上げ、定期的に検討を進めました。また経営コンサルタントを導入し経営分析やSWOT分析等を行い、推進体制として4つのタスクフォースを立ち上げました。
西伯病院の今後のありかたについて有識者による外部委員会を開催し、率直な意見を頂きました。
- ②病院だよりを発刊し、町民に全戸配布しました。
- ③コロナ患者の受け入れ、自宅療養者への訪問看護、PCRの無料検査、ワクチン接種への協力等、地域の公立病院としての責務を果たしました。

令和3年度の問題

- ②町民にさらに病院の現状について理解いただくとともに、町と一緒に地域医療について関心をもってもらう機会が必要です。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①-a 引き続き、経営戦略会議、タスクフォースで検討を行い、アクションプランを策定します。
また、外部委員会も開催し、病院のあり方にかかる経営戦略計画を策定します。
- ② 病院だよりを引き続き発行するとともに、情報発信に取組みます。

(2) 解決すべき問題への方策

- ②町民に病院の経営状況や改革に向けた取組みについて情報提供するとともに、「病院づくりは地域づくり」のもと、町民からの多くの意見や考えをいただけるよう住民との懇話会等を開催します。

(3) 新たに取り組む方策

No.16 健康づくりの推進＜国民健康保険・後期高齢者医療＞ （町民生活課）

令和5年度までにめざす姿

- 国民健康保険・後期高齢者医療の安定的な運営を図ります。
- 被保険者の健康維持・増進を図ります。

令和3年度にめざした成果

- ①医療費適正化に向けた後発医薬品の使用促進の取り組みにより、後発医薬品の使用率の上昇を目指します。（85%）
特別調整交付金の対象となる保険者努力支援制度を積極的に実施します。
- ②国民健康保険税、後期高齢者保険料の適正な賦課・徴収を行います。

令和3年度にめざした活動

- ①レセプト（診療報酬明細書）点検を積極的に取り組みます。
被保険者資格内容の点検を行い、資格喪失後受診による返還金の徴収を早期に行います。
ジェネリック差額通知を行い、通知前後で後発医薬品の切替が行われているか確認を行います。
医療費通知の発送を行い健康に関する認識を深め、医療費削減への意識を高めます。
- ②電話催告や、文書催告書及び差押予告書等の発送により納税を促すとともに、国民健康保険税と後期高齢者保険料の連携した徴収体制を作ります。

令和3年度の成果

- ①後発医薬品の使用割合（数量ベース）は83%を超えて来ています。
- ②職員の賦課・徴収に対する知識が増え、適正な賦課、効率的な徴収を行っています。
（現年分徴収率は96.99%です。）

令和3年度の問題

- ①特別医療費助成制度対象者は、医療費の自己負担額が少額となるため、後発医薬品の使用率は上がりにくい状況です。
- ②国民健康保険税は、制度上自営業や無職の方が多いため、収入が少ない方も多い現状です。また、無収入でも、軽減対象になるが非課税にはなりません。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①特に特別医療助成制度対象者の後発医薬品の使用率を上げるために引き続き広報とジェネリック差額通知の送付を行います。
- ②国民健康保険税の滞納者は、制度上自営業や無職の方が多いため、分納の誓約による納付によって徴収しています。短期保険証の発行時などに接触し、実態を把握しながら納付を促します。また、分納希望の方には短期間での完納を目標に分納誓約を行い、更新時には金額を増額するよう取り組みます。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①特に特別医療助成制度対象者の後発医薬品の使用状況について把握し、分析を行います。
- ②財産調査を行い、滞納者の収支を見極め、適正に対処します。

(3) 新たに取組む方策

- ①医療費増加の主な要因となっている生活習慣病関連の疾患について医療費分析を行い、重症化予防を進めます。
- ②他市町村や講演会などにより、財産調査や納税折衝、滞納処分の方法を更に学び、課内はもとより役場全体で知識を共有することにより、粘り強く、途切れることのない滞納整理を行います。

No.17 ともに支え合う地域づくり <生活困窮者支援・ひとり親家庭支援・障がい者福祉> (福祉事務所)

令和5年度までにめざす姿

- ①生活困窮世帯が健康で文化的な生活が営めるように支援を行います。
- ②ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、児童の健全な育成と福祉の増進を図ります。
- ③障がいのある人もない人も安心して暮らせる「ともに歩む福祉のまちづくり」を目指します。

令和3年度にめざした成果

- ①相談体制や、関係機関等との連携体制を確保します。
- ②児童がいる家庭の生活の安定のために、各種手当を違算・遅延なく確実に支給します。
- ③障がい福祉サービスの適正な給付に努めます。
- ④地域に不足している福祉サービスの充実を図ります。

令和3年度にめざした活動

- ①役場各課、関係機関と連携し、早期発見・早期対応に努めます。
- ②申請漏れがないように住民基本台帳担当課や税務課と連携し、対象者の把握を行います。また、ホームページ等を更新し広報を行います。
- ③障がい者手帳交付時に各種制度説明を行います。また、地区担当保健師や各関係機関と連携し、福祉サービスが必要な方の把握に努めます。

令和3年度の成果

- ①生活困窮者自立支援ネットワーク会議（年1回）は9月に開催しました。支援調整会議（毎月1回及び支援実施の必要時随時）の開催により、行政各課及び自立支援機関相互の情報共有ができ、支援対象者の状況把握に繋がっています。
- ②毎年度において、住民基本台帳の異動等で把握した新規対象者の申請はほぼ達成できており、手当制度の周知は来ています。また、各種手当についても支給を行うことが出来ています。
- ③県の作成した「よりよい暮らしのために」により障がい福祉サービスの周知を行いました。

令和3年度の問題

- ①生活困窮の状態にある対象者本人に改善の意思が乏しいケースがあり、実際の支援に繋がらない（本人同意が得られない）ケースがあります。
- ②新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯の家計は大きく悪化していると考え、悪化している世帯のリアルタイムでの把握は本人申請でしか把握できない状況です。
- ③重度者のサービスや訪問系サービスが不足しています。また、相談機関の人員が不足しており、質的なレベルアップが必要です。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①生活困窮者自立支援ネットワーク会議を中心とした支援体制を拡充します。
- ②関係課等と連携し、対象者の把握を行います。ホームページの更新や手続きに関する案内を行います。
- ③障がい者手帳交付時に各種制度説明を行います。また地区担当保健師や各関係機関と連携し、福祉サービスが必要な方の把握に努めます。必要な方に新たな相談先の周知を行います。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①相談者に対して、自立支援制度をよく理解してもらえるように、丁寧な説明を行います。
- ②申請漏れがないように住民基本台帳担当課や税務課と連携し、より一層の情報収集に努めます。
- ③サービス提供者が不足しているため、近隣市町村のサービス提供者を把握し、サービスに繋がります。

(3) 新たに取組む方策

- ①対象者に寄り添い、制度利用につながるように努めます。町民に対して、分かりやすい広報をすることにより、支援に繋がります。
- ②一人で乳幼児を育てるひとり親は、心の不調を抱える傾向がありますので、深刻な状況に陥る世帯が無いよう、電話やSNSなどによる身近に相談ができる体制の構築を行います。
- ③相談者に対して制度をよく理解してもらえるように、より一層丁寧な説明を行います。

No.18 ともに支え合う地域づくり＜地域福祉・介護・認知症予防＞ （健康福祉課）

令和5年度までにめざす姿

- 住み慣れた町で自分らしい暮らしを送り続けるため、体操を中心とした身近な集いの場を普及し、地域全体で介護予防・認知症予防に取り組みます。
- 地域全体で支え合う仕組みづくりを目指します。
- 安心感と生きがいを持ち、生涯現役で活躍できる地域づくりを進めます。
- 地域の課題を「他人事」ではなく、「わが事」としてとらえ、住民が主体的に課題を解決できる地域づくりを進め、必要なサービス等が円滑に利用できるよう、相談窓口体制を充実します。

令和3年度にめざした成果

- ①100歳体操や認知症カフェなど住民同士の集いの場が増えます。（R3目標5ヶ所、実績2ヶ所）
- ②地域住民、社会福祉協議会、行政が連携し地域課題を捉え地域福祉計画の実践に取り組みます。

令和3年度にめざした活動

- ①集いの場のひとつとして、いきいき100歳体操を新たに開始する集落が増えます。
- ②地域福祉計画の実践モデル地区を選定して取り組みます。

令和3年度の成果

- ①集いの場である100歳体操を開始した集落等は46ヶ所になりました。
- ①新型コロナウイルス感染症拡大時期はケーブルテレビで100歳体操を放映し、介護予防のため個別の運動を継続してもらいました。
- ②将来に向けた地域福祉の道標となる「地域福祉推進計画」が完成しました。

令和3年度の問題

- ①新型コロナウイルス感染拡大の影響で住民同士の集いの場が休止となり、交流に影響ができました。
- ①感染を防止しながら交流を継続することは大きな課題です。
- ②コロナワクチン業務に時間をとられ、地域福祉推進計画の実践にむけてモデル地区での活動が進まず、進捗に支障がありました。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①100歳体操の実施箇所を増やすため、引き続き啓発活動に努めていくことが必要です。
- ②地域福祉推進計画の実践に向け、住民、行政、社協の連携を強化します。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①②集いの場を継続できるように、感染防止や担い手確保に地域振興協議会と連携して地域を支援できる体制づくりを検討します。

(3) 新たに取組む方策

- ②住民と一緒に地域の現状把握や地域福祉に関する研修に取り組みます。
- ②社協と連携し地域福祉推進計画の目的や内容の周知に努めます。

No.19 快適な生活環境の整備＜公共交通＞ （企画政策課）

令和5年度までにめざす姿

米子市と町の中心部への移動の利便性の向上をめざし、地域全体を見渡した持続可能な公共交通ネットワークを再構築します。

令和3年度にめざした成果

町営バスの一部を再編し、車両を小型シデマンドすることにより利便性、経済性、環境性に配慮した新体系を構築し、交通の空白地域の解消を図ります。

令和3年度にめざした活動

ふれあいバス（あいみ地区エリア、さいはく地区エリア）について再編検討を進め、新体系計画を策定します。令和4年度に南さいはくエリアに生涯活躍の拠点施設が建設されるので、①その拠点を經由する路線、ダイヤの検討、②南部エリアと北部エリアの接続を検討、③天津・東西町エリアにおける町営バスの運行の検討等を含めた「利用促進計画」を作成し、より利用しやすい公共交通を目指します。

令和3年度の成果

町営バス（黄色）について、令和3年度からの公共交通新体系計画を策定し、利便性、経済性、環境性に配慮した内容となりました。

令和3年度の問題

利用者が前年度と比較し、予約方法の変更等により3割から4割減少しており、さらなる利用促進策が必要です。
併せて、中長期ビジョンを構築していく必要があります。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

役場だけではなく、広く公共交通に関わる方に検討段階で加わっていただき、住民の声を踏まえた利用しやすい交通を考えます。

(2) 解決すべき問題への方策

利用方法の周知やデマンドバスの乗り方等についての利用促進計画を南部町公共交通検討会、公共交通会議にて協議・検討し、利用者増を図っていきます。

(3) 新たに取組む方策

キャッシュレス決済を導入するなど幅広い層に利用しやすい環境を整えるとともに、免許返納しやすいような公共交通の構築にさらに取組めます。

No.20 快適な生活環境の整備＜道路＞ （建設課）

令和5年度までにめざす姿

道路を適正に維持管理し道幅の狭い箇所は部分拡幅を行うなど、人と車の通行の安全性を確保し利便性の向上を図ります。通学路を中心に道路改良事業を実施し道路改良率と舗装率を向上させ、除雪作業を実施し、より円滑な雪道交通の確保をめざします。

令和3年度にめざした成果

- ①道路改良を通学路の安全対策に加えバス路線と連携して進めることで、より効果的に利便性の向上を図ります。
- ②行政要望に係る生活道路の改善については、対象箇所を抽出・検討し事業化につなげます。
- ③除雪機械運転手の育成支援、道路除雪機械等の購入支援により除雪体制の充実を図ります。

令和3年度にめざした活動

- ①通学路の安全対策として、法勝寺鍋倉与一谷線ほか2路線の道路改良を継続して行います。
- ②地域の共同作業による生活道路の改善（2箇所予定）を支援します。
- ③除雪機械運転手を育成するため、運転に必要な資格取得に係る経費を補助します。また、道路除雪機械等の増強に要するバケット装着費に対し補助します。

令和3年度の成果

- ①法勝寺鍋倉与一谷線ほか2路線の道路改良を行い、法勝寺鍋倉与一谷線はR3年度で計画区間全線の改良が完成しました。
- ②生活道路2箇所の改善を地域の共同作業により行いました。
- ③除雪機械運転手は育成支援の希望がありませんでしたが、道路除雪機械等は、補助希望のあったトラクター1台のバケット装着へ補助を行いました。

令和3年度の問題

- ①除雪の効率化につながる局部改良計画（スミ切り、待避所、蓋掛けなど）の策定が必要です。
- ②生活道路の改善は、行政要望の箇所を取り組めるものが多々ありますので、個別での検討・協議が必要になっています。
- ③除雪体制の充実を図るため、新規の除雪業者等を確保する必要があります。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①交通安全プログラムにより、引き続き行政要望から対策工事の実施へつなげます。
- ②地域の共同作業による生活道路の改善について、引き続き支援します。
- ③農業法人等のトラクターへのバケット装着を重点的に支援します。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①除雪の効率化につながる局部改良が必要な箇所を洗い出すため、除雪業者と合同点検等を行います。
- ②生活道路の改善は、行政要望の箇所を引き続き個別協議して事業化につなげます。
- ③除雪体制の充実は、新規業者の確保が必要ですので、町内業者を重点に支援策を検討します。

(3) 新たに取組む方策

- ①通学路の安全対策を図るため、新規箇所として阿賀東西町線ほか2路線の道路改良を進めます。

No.21 快適な生活環境の整備＜上下水道＞ （建設課）

令和5年度までにめざす姿

災害時にも安定的に水道水を供給できる水道施設の機能向上と老朽施設の更新を進め、汚水処理施設の適正な維持管理と延命化により上下水道施設の充実を図ります。

令和3年度にめざした成果

- ①-a 水道管の老朽により漏水している箇所を計画的に調査し、有収率（注1）の維持を図ります。
 - ①-b 上水道のアセットマネジメント（長寿命化計画）や経営戦略により、老朽化した水道施設の更新計画を効果的かつ効率的に進めます。
 - ② R2年度に策定した汚水処理のストックマネジメント計画（更新計画）を補完するため、下水道マンホールの点検を行います。
- （注1）水道メーターが回り料金徴収の対象となった水量を水道本管へ送り込んだ水量で割った率のこと。低いと漏水等が多いため収益につながりません。全国平均は平成28年度で約93%です。

令和3年度にめざした活動

- ① 上水道の有収率について、漏水調査及び老朽管更新により現状（R2実績87.9%）を維持します。
 - ② 汚水処理の汚泥減容率（注2）について、施設を適切に維持管理し現状維持します。
（R2実績）西伯地区2処理場34%、会見浄化センター28%、公共下水処理場28%
汚水処理水の水質指標BOD（注3）について、施設を適切に維持管理し基準値を維持します。
（基準値）公共下水道15mg/ℓ以下、農業集落排水20mg/ℓ以下
（R2実績）公共下水道1.5mg/ℓ、農業集落排水4.1mg/ℓ
- （注2）下水処理場から発生する汚泥を微生物等の技術により発生量を抑えた率のことで30%程度が目標とされています。
（注3）水の汚れを微生物が分解する時に使う酸素の量のことで、この量が多いと汚れがひどいということになります。

令和3年度の成果

- ① 水道本管の漏水調査による幹線管路の漏水修理、更新計画による老朽管路の更新を実施し、有収率は現状維持となる見込みです。
- ② 汚水処理のストックマネジメント計画（更新計画）の補完として、下水道マンホールの点検を行いました。また、適切な維持管理の継続により、汚泥減容率は現状維持、水質指標は基準値以内が見込まれています。

令和3年度の問題

- ①② 上下水道の新たな施設整備は、投資と効果の関係上、町のゾーニング計画との連携が必要となっています。

令和4年度以降の方策

（1）達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ① 上水道施設は、引き続き漏水調査による幹線管路の修理と、老朽管路の更新工事を計画的に実施し、弱点を減らすことで災害時にも安定的に水道水を供給できる水道施設を目指します。

（2）解決すべき問題への方策

- ①② 上下水道の新たな施設整備は、町のゾーニング計画と連携して取り組みます。

（3）新たに取組む方策

- ② 点検により判明した補修が必要な下水道マンホールの改築に着手します。

No.22 快適な生活環境の整備＜脱炭素＞ （町民生活課）

令和5年度までにめざす姿

環境美化活動への参加を促進し、不法投棄防止対策を推進めます。また、太陽光などの自然エネルギーの確保、ペットボトル、瓶、缶、紙類、布類などの分別収集をさらに進め、資源をリサイクルし、環境に優しい持続可能なまちづくりを目指します。

令和3年度にめざした成果

- ①不法投棄防止周知啓発により、町民の意識向上を目指します。
- ②ごみの再資源化の啓発により、町民の環境意識・リサイクル意欲の向上を目指します。

令和3年度にめざした活動

- ①町内一斉清掃、地域振興協議会による不法投棄パトロールを継続して実施します。
- ②町民へ広報・集落説明会等により再資源化の啓発活動を実施します。また、現在実施している再資源化（軟プラ、布類、小雑紙のRPF※化）を継続します。

※RPF：廃棄物固形燃料。化石燃料に代わる新エネルギーとして利用され、化石燃料と比べ二酸化炭素の排出量を約3分の2に抑えることが出来ます。

令和3年度の成果

- ①町民の不法投棄防止に対する意識向上により、少しずつ不法投棄が減っています。
一斉清掃：年1回
不法投棄防止パトロール：協議会随時
- ②町民の環境意識向上により、リサイクルが増加傾向です。（令和2年度）

令和3年度の問題

- ①不法投棄に対する犯罪意識が低く、安易に捨てている状況もあると考えます。
（人目のつかない山野中への投棄、木材など建築資材の投棄が目立ちます。）
- ②小雑紙の分別の認知が低い状況です。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①地域振興協議会との連携を深め、広報などを活用した啓発活動等を積極的に実施します。
- ②ごみの資源化についての広報・集落説明会等で周知を図り、ごみの分別の徹底を図ります。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①不法投棄防止の周知を行い、不法投棄は犯罪であることを周知します。
- ②広報等により分別方法の周知、ごみの行先（活用等）の周知をすることで分別の理解を深め意識向上を図ります。

(3) 新たに取組む方策

- ①②持続可能なまちづくり、温暖化防止のため、地域における再エネ導入目標値を定めます。

No.23 移住定住・交流・観光の推進＜移住定住＞ （企画政策課）

令和5年度までにめざす姿

町内に住み続けることができる環境や体制の整備を図るとともに、町外から人材を呼び込むことで人口減少を抑制し、まちの活力の維持向上を図ります。

令和3年度にめざした成果

- ① 町内の空き家を地域資源ととらえ、移住者向けの居住場所として活用し、地域の課題を解決する人材の誘致につなげます。
- ② 必ずしも移住ではなく地域に継続的に関わる関係人口の拡大を進めることで、地域の課題解決や交流人口の増加による地域の活性化をはじめ、将来的な移住定住人口の裾野を広げます。

令和3年度にめざした活動

- ① 移住希望者に居住場所を提供できるよう、新たな空き家の開拓と改修を進めます。
- ② 関係人口の拡大を図るため、都市部の企業や大学等との連携事業に取り組みます。

令和3年度の成果

- ① 令和3年度末までに新たに3件の空き家が確保でき、令和4年2月末現在で42件を95名が活用しています。
- ② ・都市部の企業1社と、なんぶ里山デザイン機構が新たな連携プロジェクトを開始しました。同企業とは、地方創生の実現に向けた包括連携協定締結に至りました。
 - ・東京大学の学生5名と町青年団が交流を通じて、キナルなんぶの活用提案を行いました。
 - ・共立女子大と町青年団が、なんぶ里山デザイン機構の管理する空き家の利活用を目的とした中長期的なプロジェクトを開始しています。

令和3年度の問題

- ① 令和3年度6月に町内物件所有者に空き家利活用アンケートを行いました。入居可能な空き家が不足していることが課題です。また、空き家以外の賃貸住宅や宅地の購入等の住まいを求める方向への物件が不足しています。
- ② 人口全体の傾向として、出生数の減少や若年世代の流出超過が継続しているため、人口減少抑制につながっていない状況にあります。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ① なんぶ里山デザイン機構や地域振興協議会などの関係機関との連携を強化し、空き家情報等の情報収集を強化します。また、令和3年度に実施した「子育て世代をターゲットとした移住ニーズのマーケティング調査結果」を踏まえた広報戦略を実施します。

(2) 解決すべき問題への方策

- ① 空き家の活用について、年度当初の全所有者への広報を毎年度行い、新たな空き家の確保に努めます。また、住宅適地のゾーニングを行うため、町内全体の土地の利用計画の策定に取り組みます。

(3) 新たに取り組む方策

- ① 空き家活用に関する新たなビジネスモデルを検討し、所有者及び入居希望者の様々なニーズに対応した活用策を提案します。また、潜在的空き家の管理が効率的にできるよう、町内空き家情報の一元管理ができるデータベースの作成を検討します。
- ② 新たな関係人口創出につながるよう町内の既存施設を活用したサテライトオフィスの整備に取り組みます。

No.24 移住定住 交流・観光の推進＜交流・観光＞ （企画政策課）

令和5年度までにめざす姿

- ①町外からの交流人口の増加を図るとともに、地域内交流を促進し、地域の活性化を図ります。
- ②滞在・交流型観光を推進し、南部町の里地里山などの資源を活かした観光地としての魅力を向上し、来町者の増加と地域経済の活性化を図ります。

令和3年度にめざした成果

- ①南部町特有の里地里山の魅力を活かした情報発信による誘客拡大を図ります。
- ②サイクリングやトレイルランニング（※林道、砂利道などの未舗装路を走るもの）などのスポーツツーリズムに加え、農家民泊を中心とした体験型観光を推進します。

令和3年度にめざした活動

- ①観光協会による町の魅力発信と大山山麓・日野川流域観光推進協議会による広域の情報発信を組み合わせ 誘客拡大を図っていきます。
- ②里地里山の豊かな自然を活かしたサイクリングなどのスポーツツーリズムに加え、農家民泊を中心とした体験型観光をモニターツアー等の手法を用いて広くPRしていきます。

令和3年度の成果

- ①SNS、マスメディアを活用した情報発信を行いました。
里山景色フォトコンテストを開催しました。
ドライブスタンプラリーを開催しました。
- ②グルっとハッピーなんぶ・ひのサイクリングツアーを開催しました。
その他年3回のサイクリングイベントを開催しました。
農泊親子ワークショップツアーを開催しました。
教育旅行誘致に向けて農泊標準食事メニューを開発しました。

令和3年度の問題

- ①情報発信を一方的に行うだけで、閲覧者の分析を行えていません。
- ②コロナ感染リスクの少ないアウトドアスポーツニーズを捉えていく必要があります。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①観光客や交流人口を増やすため、マスメディアへの情報提供を積極的に行い、多くの方の目に触れる機会を増やします。
- ②コロナ禍において里山体験に対するニーズが高まっていることから、サイクリング、ウォークなどを主軸とするコンテンツで情報発信を行い、まずは近隣地からの誘客を図ります。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①SNS・HPのアクセス分析を行い、南部町への関心が高い層に向けた観光コンテンツを開発します。
- ②自然豊かでスポーツが楽しめる町として、まずはイベント開催等において機運醸成を図ります。

(3) 新たに取組む方策

- ①南部町を訪れたことがない方にも各観光施設のイメージを持ってもらいやすいよう、動画を活用した情報発信を行います。
- ②サイクリストに優しい町として、サイクルステーションの整備、レンタサイクルの充実を図っていきます。また農泊の利用者増を目指し、新たな体験メニュー造成や磨き上げを行います。

No.25 生活安全体制の強化＜防災＞ （総務課）

令和5年度までにめざす姿

地域での防災対策や自主防災活動等の重要性を積極的に啓発して組織づくりを進めます。
避難行動要支援者をはじめ、町民の安否確認と被害状況を確認する体制を整え、初動活動として町民の協力体制の確立をめざします。

令和3年度にめざした成果

- ①地域での自主防災組織づくりを進めます。
（令和2年度末実績：79集落）
- ②地域での防災力を高めるために、防災士の育成に取り組みます。
（令和2年度末実績：39名）
- ③地域でお互いに助け合う体制づくりを進めます。
（令和2年度末実績：46集落）

令和3年度にめざした活動

- ①自主防災組織づくりの重要性を周知し、組織づくりの支援を行います。
- ②防災士育成のため、町が費用負担を行い研修、資格試験への参加を促進します。
- ③支え愛マップづくりを通じ、地域の助け合い活動の具体化を図ります。

令和3年度の成果

- ②町内に39名の防災士資格を取得されている方がおり、さらなる資格者増に向け、資格取得に向け研修会に参加いただきました。
- ③支え愛マップの作成が47集落になりました。

令和3年度の問題

- ①新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大を受け、防災士の養成研修会に参加制限があり、予定より養成が進みませんでした。
防災士のなり手が不足しています。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ②自主防災組織の立ち上げと活動の組織化、防災意識向上のための勉強会・説明会を引き続き進めます。
- ③支え愛マップは、社協との連携をさらに深め、マップの作成に取り組む集落を増やし、マップを作成した集落のステップアップを図ります。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①・地域振興協議会の防災担当部会の委員をはじめ、消防団員など地域の防災を担っている方への研修受講、資格試験への参加を図ります。
- ・防災士の資質向上を図り、情報共有を図る目的で、防災士会を設立し、多くの方の見識を得ながら防災力の向上を図ります。

(3) 新たに取り組む方策

- ①未組織の集落に積極的に働きかけを行うとともに、少世帯で組織化が困難な集落については、地域振興協議会と協働で、単位集落での組織に変わる災害時の助け合いの仕組みづくりを検討します。
- ②設立する防災士会を活用し、資格者の資質向上を図り、地域防災の中核やアドバイスできる人材づくりを行います。
- ③支え愛マップの目的・災害時の個人情報の共有意義と個人情報保護に係るルール作りを進めます。

No.26 生活安全体制の強化＜防犯＞ （町民生活課）

令和5年度までにめざす姿

通学時の防犯対策や、防犯灯の設置、消費生活における被害を未然に防ぐなど、町民が安全で安心して生活ができる地域社会を構築します。

令和3年度にめざした成果

- ①小学校下校時の防犯対策のため、警察、地域振興協議会、PTA等との連携による防犯活動を推進します。
- ②夜間の防犯対策の為、各集落等と連携した防犯不安箇所の把握と防犯灯設置を行います。
- ③消費生活における被害を未然に防ぐため、出前講座や広報等で周知し啓発活動を行います。

令和3年度にめざした活動

- ①警察、地域振興協議会、PTA等と連携（青パトなど）します。
- ②集落からの要望に応じ危険箇所の把握を行い、協議会・集落との連携により状況把握を実施し、町全体の観点から優先順位を決め、犯灯を設置します。
- ③消費生活被害を防ぐため、月1回、専門の相談員を配置して出前講座、広報等で周知し啓発活動を行います。

令和3年度の成果

- ①各地域振興協議会において、見守り活動が行われています。（青パトは毎日行われています。）
- ②要望箇所への防犯灯を設置しました。（優先順位有）（令和3年度は3基設置）
- ③消費者トラブルを相談できる窓口があることで問題の早期解決ができます。（令和3年度相談件数：15件）（出張啓発：3回）

令和3年度の問題

- ②防犯灯設置基準との意識の差があり、要望に応えることが出来ない場合があります。
- ③消費生活について、相談されない方が把握できません。（被害に遭っていないながら相談されないケースがあるかもしれません。）
なお、相談者について結果の把握が出来ていません。（携帯電話、インターネット関係の相談が増えています。）

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①防犯活動については、地域振興協議会との連携強化により見守り活動の推進、体制の強化を図ります。
- ③消費生活について相談員の配置を継続します。啓発活動の継続や実施回数を増やすなどにより強化を図ります。

(2) 解決すべき問題への方策

- ②防犯灯については、設置目的と効果を十分に確認し、優先順位付けを行い、適切な設置を心がけます。
- ③消費生活については、相談されない方が把握できないなどの課題があり、保健師・福祉部局と連携した声掛け、見守り活動の強化を行います。相談実施者に対しては、相談後の結果把握について消費生活センターと相談します。

(3) 新たに取組む方策

No.27 生活安全体制の強化＜交通安全＞ （町民生活課）

令和5年度までにめざす姿

町民一人ひとりが交通ルールを守るとともに、正しい交通マナーを実践し習慣化することができるよう、交通安全意識の高揚を図り、交通死亡事故のない町をめざします。

令和3年度にめざした成果

- ①飲酒運転を含む交通死亡事故 0（ゼロ）日の継続を目指します。
- ②年4回の交通安全運動期間中の啓発活動の実施、各保育園・小中学校の交通安全への意識高揚を図ります。
- ③カーブミラーや停止線などの交通安全施設の改善を図ります。

令和3年度にめざした活動

- ①②飲酒運転を含む交通死亡事故 0（ゼロ）を目指すために、機会毎に各種広報活動の実施と、園児や児童の交通安全教室を開催します。また、高齢者の免許返納支援事業を行います。
- ③集落等からの要望を受け、検討改善します。

令和3年度の成果

- ①交通死亡事故 0（ゼロ）日が継続しています。（R2.11より継続中）
- ②各保育園・小中学校の交通安全教室を実施しました。（各施設が年に1回以上）
免許返納事業の申請者は27人でした。
- ③速やかに交通安全施設の改善を行なっています。（道路の交通標識やカーブミラーなど12か所の、設置・修繕を行いました。）
⇒各関係機関の協力と交通安全意識が浸透してきています。

令和3年度の問題

- ①全国的には高齢化の進行に伴う高齢者の事故が増加しており、高齢者の免許返納制度や児童と高齢者の交通安全教育、啓発活動が課題となっています。
- ②協力者の固定化、高齢化によりキャンペーンなど啓発活動が鈍化しています。
- ②③交通安全に対する意識、ルール遵守が希薄化してきています。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

継続的な広報活動、交通安全教育を行う事が必要です。

- ①交通安全運動期間などを活用し、より広く届く広報活動に取り組みます。
- ②学校と連携して、防災無線などの活用や、事業を紹介する広報活動を強化します。
- ③各協議会や各集落の交通代議員からの情報を修繕計画に反映させていきます。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①協力者を広く公募などで募集します。各協議会と連携して、広く協力を依頼します。
- ②③各地区担当の保健師や、警察関係者、免許センターなどとの連携をより進め、紙媒体だけでなく、防災無線やSANチャンネル、ホームページなど多方面への情報発信手段を確保します。

(3) 新たに取組む方策

- ①高齢者による逆走や、一旦停止の見落とし、飲酒運転の根絶など事故の傾向を共有し、啓発活動を行います。また児童による広報など、各家庭で交通安全について考える機会を創出します。